

国立大学法人筑波技術大学学長選考規則

〔平成18年12月11日〕
〔学長選考会議決定〕

最終改正 令和 3年12月21日学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項に基づき、国立大学法人筑波技術大学学長（以下「学長」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、次の各号の一に該当する事由が生じたときに、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当するときは、原則として任期満了の3ヵ月以前に、同項第2号から第4号までに該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたときに速やかに行うものとする。

(学長候補者の選考基準)

第3条 学長候補者は、別に定める基準により選考する。

2 選考・監察会議は、前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を遅滞なく公表するものとする。

(学長候補適任者の推薦等)

第4条 選考・監察会議は、学長候補者を選考するため、3人の推薦者連名による学長候補適任者の推薦を受け付ける。

2 前項の推薦者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学長及び常勤理事
- (2) 本学の教授、准教授、講師、助教及び助手

3 第1項の規定にかかわらず、国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程（平成17年規程第8号）第3条第1項第4号に規定する経営協議会の学外委員2人の推薦者連名による学長候補適任者の推薦を受け付ける。

4 第1項及び前項の推薦に当たっては、次の各号に掲げる書類を選考・監察会議に提出するものとする。

- (1) 学長候補適任者推薦書（別記様式第1）
- (2) 学長候補適任者推薦理由書（別記様式第2）
- (3) 同意書（別記様式第3）
- (4) 誓約書（別記様式第4）
- (5) 履歴書（別記様式第5）

(6) 所信表明書（別記様式第6）

（学長候補適任者の審査）

第5条 選考・監察会議は、前条第1項及び第3項により推薦された者について、第3条に規定する選考基準に基づき審査を行い、学長候補適任者を決定する。

（意向投票）

第6条 選考・監察会議は、学長候補者の選考にあたり、前条により決定した学長候補適任者について、次の各号に掲げる者の意向を調査するため意向投票を実施することができる。

(1) 第4条第2項第1号及び第2号に規定する者

(2) 国立大学法人筑波技術大学職員就業規則（平成17年規則第5号）第2条に規定する事務職員、技術職員及び医療職員（任期付職員を除く。）

2 前項の意向投票を実施する場合、会議に意向投票管理委員会を置き、必要な事項は別に定める。

（意向投票の結果の報告）

第7条 意向投票管理委員会は、意向投票の結果を次の区分ごとに集計し、選考・監察会議に報告するものとする。

(1) 常勤役員及び教授

(2) 准教授、講師、助教及び助手

(3) 事務職員、技術職員及び医療職員

（面談）

第8条 選考・監察会議は、学長候補者を選考するため、学長候補適任者と面談を行うものとする。

（学長候補者の選考）

第9条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項等を総合的に勘案し、学長候補者を選考するものとする。

(1) 第4条第4項第1号から第6号に規定する書類

(2) 第6条第1項の規定に基づく意向投票の結果

(3) 前条の規定に基づく面談

2 選考・監察会議は、前項に規定する学長候補者の選考が行われたときは、当該選考の結果、学長候補者として選考された者について、会議が当該者を選考した理由及び選考の過程を公表するものとする。

（解釈等）

第10条 この規則の解釈について疑義が生じたときは、選考・監察会議が決定する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、選考・監察会議が定める。

附 則

この規則は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年6月14日から施行する。

2 この規則の決定に伴い、国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第7条に関する申し合せ（平成20年10月1日学長選考会議決定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月19日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

学長候補適任者推薦書

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学
学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第4条の規定により、学長候補適任者として
_____氏を別記様式第2のとおり推薦いたします。

推薦者

(所属)

(職名)

(氏名)

_____	・	・	(自署)
_____	・	・	(自署)
_____	・	・	(自署)

学長候補適任者被推薦者の連絡先

現住所

TEL — —

E-Mail:

※ 推薦書及び添付書類の用紙は、A4判縦長とし、記載項目がすべて網羅されていれば
体裁は問いません。

学長候補適任者推薦理由書

学長候補適任者被推薦者氏名：

所 属：

※ 推薦理由を記載してください。

なお、推薦理由の記載に当たっては、学長選考規則第3条に規定する「学長候補者選考基準」に基づく適任者として推薦する理由を記載してください。

別記様式第3（第4条関係）

同 意 書

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学
学長選考・監察会議議長 殿

氏 名 _____ (自 署)

私は、国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第9条の規定による学長候補者として
選考された場合は、学長候補者となることに同意いたします。

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学
学長選考・監察会議議長 殿

氏 名 _____ (自 署)

私は、教育、研究、社会貢献及び管理運営等の大学運営に係る法令等はもとより、
その他の法令等を遵守しており、今後も遵守することを誓約いたします。

履 歴 書

(ふりがな) 氏名 (自署)	()		
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	性 別	男・女
現 職			
所 属			
学 歴 (大学卒業以降)			
年 月	事 項		
職 歴			
年 月	事 項		
主要著書・論文			
所 属 学 会			
免許・資格等			
賞 罰			

教育活動経歴・実績	
年 月	事 項
研究活動経歴・実績	
年 月	事 項
経営・管理運営経歴・実績	
年 月	事 項
政府、地方公共団体、産業界等の社会との連携活動経歴・実績	
年 月	事 項
国際活動経歴・実績	
年 月	事 項
上記以外の活動経歴・実績	
年 月	事 項

所信表明書

氏名

（自署）

国立大学法人筑波技術大学運営に関する構想等を記入してください。